

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 2、3の比較

素案たたき台 3	素案たたき台 2	たたき台 2 に対する意見・変更点、課題
<p>(目的) 第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の協働による市民活動を推進することにより新しい公共を創造するための基本理念、基本的事項を定め、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の協働により、新しい公共に基づく自主的で創造的な市民活動を推進していくための基本理念、基本的事項を定め、もって多様な価値観に基づく豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>6 「新しい公共」と「市民活動」と「達成すべき社会イメージ」の三者関係の明確化 7 <u>ポイントをはっきりさせる</u> 「新しい公共の創造による活力ある地域社会の実現」を骨子とし、協働の内容を加えた 8 <u>「多様な価値観」はわかりにくい</u> 「多様な価値観」に対しては違和感を感じる、という意見が多かったため削除。 2条1項「多様な価値観を生み出す活動」4条1項「多様な市民活動」も削除 9 主語・述語をはっきり表現する 課題1：目的については、新しい公共の概念、前文や基本理念との関係、上記6の意見について検討のうえ、表現を考える必要あり</p>
<p>(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 新しい公共 市民等、事業者及び市が、共に担う公共をいう。 (2) 市民活動 市民及び事業者が行う自発的な活動で、次の各号に該当するものをいう。ただし、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。 イ 新しい公共に参加する意思のある活動 ロ 営利を目的としない活動 (3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。 (4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。 (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。 (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民活動 市民及び事業者が行う自主的で営利を目的としない活動で、次の各号に該当するものをいう。ただし、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。 イ 新しい公共に参加する意思のある活動 ロ 多様な価値観を生み出す活動 ハ 営利を目的としない活動 (2) 市民活動団体 市民活動を継続的に行う団体をいう。 (3) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民活動団体をいう。 (4) 事業者 新しい公共に参加する意思のある事業者をいう。 (5) 社会的資源 情報、人材、場所、資金、交流、連携、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。</p>	<p>10 <u>定義化の候補として出された意見</u>：新しい公共 市 市民 市民 市民事業 新しい公共について暫定的に定義化した。 課題2：条例の基本となる新しい公共の概念について踏み込んで議論する必要がある 11 <u>市と市長の使い分け（責任の所在）</u> 理念は「市」、具体的な施策は「市長」で使い分け 12 公益性を市民活動の要件とすべき 13 <u>市民活動 市民事業 協働事業の関係性の明確化</u> 市民活動団体 市民団体：事業者を市民活動の定義に含める(14)関係から、表現上のあいまいさをなくすため、「市民団体」と変更 左の図を参照 上記と同じ理由により、市民団体の定義に「非営利団体」を追加 11条：市民事業については、条文全体を削除(詳細は、11条参照) 14 <u>事業者の位置付け</u>(市民活動の定義に含めることの妥当性、役割の内容が消極的では、市民事業に事業者を位置付けることの妥当性) 検討会議のこれまでの議論の経過から、事業者は市民活動の定義に含める事業者の役割は、積極的な表現に変更(5条参照) 市民事業は削除したため、現段階では市民事業における事業者の問題は表面化していないが、事業者の位置付けは重要なポイント 15 イとロの関係(同じ意味では?) 上記8,18,19の意見も踏まえ「ロ 多様な価値観を生み出す活動」を削除 16 「参加する意思のある」「担う」 17 「参加する意思」を要件とすべきか否か 18 <u>「多様な価値観」わかりにくい：削除(15参照)</u> 19 <u>「多様な価値観を生み出す活動」の定義化の是非：削除(15参照)</u> 20 <u>「市民等」の定義化の是非</u> 定義化しない場合「新しい公共に参加する意思のある市民」を別途位置付ける必要があるため、変更していない 課題3：市民の定義化について 検討会議では、市民の定義について委員間で共通認識を持つ必要性が指摘された 条文自体には定義せず、条例の解説にその内容を記述する、という方向性について、確認する必要あり 21 団体も含めて「市民」の定義化 22 「市民」の定義化による独自性 23 生活圏による市民の捉え方</p>

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 2、3 の比較

素案たたき台 3	素案たたき台 2	たたき台 2 に対する意見・変更点、課題
	<p>課題 4：事業者の位置付けについて、市民活動の定義との関係（14）を中心に、その考え方を確認する必要あり</p>	<p>24 <u>事業者の定義化の是非</u> 25 <u>事業者の意味：非営利活動における収益活動の位置付けは</u> 「営利を目的とする事業を行う個人又は法人で」を追加し、内容を明確化 非営利活動における収益活動は、市民団体が行う活動としてとらえ、事業者が行う活動とは区別する 26 <u>社会的資源</u> → <u>社会資源</u> 27 <u>社会資源の例示内容の精査が必要</u> 「交流、連携」は、社会資源の活用による効果であるため削除 「知恵、技」は人材の一部という意見もあったが、重要な要素であるためそのまま残してある</p>
<p>（基本理念） 第 3 条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する（以下「協働の原則」という）。 2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、市民活動を推進する。</p>	<p>（基本理念） 第 3 条 新しい公共は、市民等、事業者及び市が決定し、自らの思いで協力し、貢献する。 2 市民等、事業者及び市は、新しい公共を創造する市民活動の推進のために、お互いの自主性及び創造性を発揮し、相互理解を深めながら、対等の関係で協力する（以下「協働の原則」という）。 3 市民等、事業者及び市は、新しい公共を創造する市民活動の推進のために、それぞれが社会的資源を創出し、提供する。 4 市民等、事業者及び市は、自らの役割を理解し、自主的に創造的な市民活動を推進する。</p>	<p>28 1 条：目的との役割分担【課題 1】 29 1～4 項の相互関係整理 30 1 項はわかりやすい表現にすべき 31 「決定」の意味の明確化 1 項：たたき台 2 1・2 項の内容を整理 「決定」とは、「新しい公共について共通認識を図る」という意味合いで用いたものだが、たたき台 3 において、その内容がうまく表現しきれていない。 2 項：たたき台 2 4 項を修正 「たたき台 2 3 項：社会資源に関する基本事項」は、「8 条：社会資源の活用等」へ移動 32 「創造」「創出」を多用しすぎ。全体的に見直すべき 3 条を簡潔化することにより見直し 33 <u>社会的資源に対する理解：創出よりは、既に豊富にあるものを活用するという考えが必要</u> 「社会資源の創出、提供」「社会資源の活用、創出、提供」</p>
<p>（市民等の役割） 第 4 条 市民等は、その自発性及び自己の責任に基づき、新しい公共を創造するための活動を行う。 2 市民団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。</p>	<p>（市民等の役割） 第 4 条 市民等は、その自発性及び自己の責任に基づき、多様な市民活動を行う。 2 市民活動団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、当該活動が広く理解されるよう努める。 3 市民活動団体は、市民がその活動に参加できるよう開かれた運営を行う。</p>	<p>34 役割よりは責任という視点 35 「多様な」という表現の妥当性 36 <u>新しい公共との関連性</u> 1 項：「多様な市民活動」「新しい公共を創造するための活動」 37 「開かれた運営」の意味を整理した上での条文化が必要 2 項：2 項と 3 項をまとめ簡潔化するとともに、開かれた運営を行うことにより「市民の理解・参加を促進する」点を明示</p>
<p>（事業者の役割） 第 5 条 事業者は、新しい公共に関する理解を深め積極的に社会資源を提供するよう努めるとともに、その社会的責任に基づき市民活動を推進する。</p>	<p>（事業者の役割） 第 5 条 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その自発性に基づき、市民活動への参加及び協力を行う。</p>	<p>38 事業者の役割が消極的 39 <u>事業者の位置付けの議論（14）を踏まえ、社会的資源の積極的提供などを規定すべき</u> 「積極的に社会資源を提供するよう努める」を追加 40 事業者は協力者として考えるべき 41 「自発性」「社会的責任」 42 <u>新しい公共との関連性</u> 「市民活動に関する理解」「新しい公共に関する理解」</p>

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 2、3 の比較

素案たたき台 3	素案たたき台 2	たたき台 2 に対する意見・変更点、課題
<p>（市の役割） 第 6 条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、新しい公共を創造するための環境づくりを行う。 2 市は、大和市情報公開条例（平成 13 年大和市条例第 号）の主旨を踏まえ、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。 3 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。</p>	<p>（市の役割） 第 6 条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民活動を盛んにするための環境づくりを行う。 2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を盛んにするために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。 3 市は、公共サービスにおける協働を進める。 4 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。</p>	<p>43 「総合的な施策」「市民活動を盛んにするための」の表現の妥当性 44 <u>新しい公共との関連性</u> 1 項：「市民活動を盛んに」「新しい公共を創造するための」「総合的な施策」は変更していない 45 <u>情報の公開を位置付ける意義：情報公開条例との関係</u> 2 項：情報公開条例との連携の表現として「情報公開条例の主旨を踏まえ」を追加 46 「公共サービス」の意味、とらえ方 たたき台 2 の 3 項：ここでいう「公共サービスにおける協働」とは、市の施策実施における協働を推進する、という主旨であるため、10 条（市の施策）2 項に「施策の実施に当たり市民等との協働を進めること」を追加し、6 条からは削除</p>
<p>（相互の信頼関係） 第 7 条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づき、対話し、交流し、学びあう。</p>	<p>（主体間の信頼関係） 第 7 条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づき、対話し、交流し、学びあう。 課題 5：第 7 条（相互の信頼関係）は、単独の条文化をするか確認する必要あり</p>	<p>47 <u>タイトル変更</u> 「主体間の信頼関係」「相互の信頼関係」 48 <u>3 条：基本理念との関係整理</u> 基本理念との重複の問題はあるが、信頼関係は重要なポイントであり、あえて別の条立てで表現するというこれまでの考え方により、内容は変更していない 49 「それぞれの責務を認識し」を加える必要 50 <u>信頼関係に関する規定は是非とも必要（48 参照）</u></p>
<p>（社会資源の活用等） 第 8 条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する 2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。</p>	<p>（社会的資源） 第 8 条 市民等、事業者及び市は、社会的資源の創出、提供を進めるために、新しい公共への参加に関する自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。 課題 6：第 8 条（社会資源の活用等）は、単独の条文化をするか確認する必要あり</p>	<p>51 <u>社会資源の条文化の是非（目的に入れる）</u> 1 項を追加：前文、目的、基本理念に入れ込み、単独の条文化は必要なし、という意見もあるが、逆に理念の内容をこちらに移動した 52 <u>わかりやすい表現とすべき</u> 2 項：「新しい公共に関する」は削除 53 目に見えない社会資源を顕在化する仕組みの重要性 54 社会資源の具体的な説明の必要性</p>
<p>（協働の拠点） 第 8 条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に努めるための協働の拠点（以下「協働の拠点」という）を設置し、その充実に努める。 2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。</p>	<p>（協働の拠点） 第 9 条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会的資源の充実に努めるための協働の拠点（以下「協働の拠点」という）を設置し、その充実に努める。 2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。</p>	<p>55 「協働の拠点」という表現の妥当性 56 中心的な拠点の存在が読み取れるような表現が必要では 57 拠点間のネットワークの重要性</p>
<p>（市の施策） 第 10 条 市長は、次の各号に掲げる施策を推進する。 (1) 市民活動の推進に関する施策の体系化を進めること。 (2) 施策の実施に当たり市民等との協働を進めること。 (3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。 (4) 前条に定める協働の拠点が機能するために必</p>	<p>（市の施策） 第 10 条 市長は、次の各号に掲げる施策を推進する。 (1) 協働の原則に基づき施策の体系化を進めること。 (2) 協働の原則に基づく施策を推進するために、市職員に対する啓発や研修等を行うこと。 (3) 前条に定める協働の拠点の設置、充実に努めること。 (4) 前条に定める協働の拠点が機能するために必要となる市の社会的資源を提供すること。</p>	<p>58 条例で定めるべき部分と規則等で定める部分との仕分けの必要性 59 「6 条：市の役割」と「10 条：市の施策」の関係整理（46 参照） 60 <u>たたき台 2、3 号の規定の必要性：4 号の内容や規則との関連を踏まえて</u> たたき台 2 の 3 号削除 61 <u>5 号の条文化の是非：自治基本条例との関係</u> 62 「行政評価」の表現の妥当性 63 行政情報に限らない情報公開の必要性 課題 7：第 10 条 5 号は、自治基本条例との関連を含め、この条例で位置付けるのか確認する必要あり</p>

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 2、3 の比較

素案たたき台 3	素案たたき台 2	たたき台 2 に対する意見・変更点、課題
<p>要となる市の社会資源を提供すること。</p> <p>(5) この条例に基づく施策の実施状況について、年に1回公表すること。</p> <p>(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。</p>	<p>(5) この条例に基づく施策の実施状況について、年に1回公表すること。</p> <p>(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。</p>	
<p>（削 除）</p> <p>市民事業を削除した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民事業についての定義が明確でなく、今後の仕組みの議論を進めるなかで明確化していく内容とも考えられる。「広い市民の自主的活動」ととらえるのか、「市民活動により社会に貢献する継続的収益事業」とするのか等。 定義にもよるが、協働事業の運用により対応することも可能。 「市民事業は自由なもので制約を課すものではない」「別に定める必要はない」という意見が多く、単独の条文化を行う理由づけが弱い。 2項の「自主性を尊重した意思表明的な登録」については、協働事業の登録とともに、規則等で内容を明確化すればよい。 	<p>（市民事業）</p> <p>第11条 市民等及び事業者は、その自発性に基づき、自主的かつ創造的に地域の課題解決等に取り組む市民活動（以下「市民事業」という。）を行う。</p> <p>2 市民事業を行うものは、自主性を尊重した意思表明的な登録（名簿への記載）を行う。</p> <p>3 市民等、事業者及び市は、市民事業を行うものが望む場合は、それぞれの役割分担に応じた社会的資源の提供を行うよう努める。</p> <p>4 市民事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。</p> <p>課題8：市民事業について 市民事業の条文化の是非を確認する必要あり 条文化しない場合は、提言のなかで考え方を述べる 条文化する場合は、定義を明確にした上で条文を検討する</p>	<p>64 市民事業の定義化（10）：市民活動により社会に貢献する継続的収益事業</p> <p>65 市民事業と協働事業を分ける必要性（13）</p> <p>66 市民事業に事業者を含めることの妥当性（14）</p> <p>67 「自主性」「自発的」「課題解決」「創造的」は表現をやさしく見直すべき</p> <p>68 課題解決等 快適な生活づくり 等</p> <p>69 「意思表明的な登録」：表現の見直しが必要</p> <p>70 簡潔でわかりやすい表現</p> <p>71 「登録」：トル 別の言葉</p> <p>72 登録内容の具体化の必要性</p> <p>73 役割分担の内容の明確化</p> <p>74 わかりやすい表現：「社会資源を必要とするもの」「社会資源を提供するもの」の2つに分ける</p> <p>75 4項の条文化の是非</p> <p>76 「別に定める」：参加、協働の場で行う必要性</p> <p>77 市民事業は自由に、協働事業は公平性を担保</p>
<p>（協働事業）</p> <p>第11条 市長及び市民等は、協働の原則に基づき、公共サービスに関してお互いの提案により協力する事業（以下「協働事業」という）を行うことができる。</p> <p>2 協働事業の実施にあたっては、市長と市民等は、当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。</p> <p>3 協働事業を行おうとする市民等は、登録を行うことができる。</p> <p>4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。</p>	<p>（協働事業）</p> <p>第12条 市長と市民等は、協働の原則に基づき、公共サービスに関してお互いの提案により協力する事業（以下「協働事業」という）を行うことができる。</p> <p>2 協働事業の実施にあたっては、市長と市民等は、当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。</p> <p>3 協働事業を行おうとする市民等は、登録を行う</p> <p>4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。</p>	<p>78 協働事業の具体化の必要性</p> <p>79 協働事業の是非は誰が判断するか</p> <p>80 手続きの煩雑さ</p> <p>81 市民の関わり方</p> <p>82 登録内容の具体化の必要性</p> <p>83 「別に定める」手続きの明確化の必要性</p> <p>課題9：協働事業の具体化を進める必要がある</p>

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 2、3 の比較

素案たたき台 3	素案たたき台 2	たたき台 2 に対する意見・変更点、課題
<p>（市の施策や計画等への提案） 第 12 条 市民等は、市民活動の推進に関する市の施策や計画等に関する意見を、協働推進会議に対して提案できる。 2 前項の提案があった場合は、協働推進会議は公開の場での協議を行ったうえで当該提案に関する意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。 3 市長は、前項の意見書の送付を受けた場合は、その内容を施策や計画等に反映するよう検討しなければならない。 4 市長は、前項の検討結果に関する説明責任を負う。</p> <p>課題 10：12 条の提案制度に関する条文化の是非について、内容の議論とあわせて確認する必要がある</p>	<p>（市の施策や計画等への提案） 第 13 条 市民は、第 10 条に定める協働の拠点を經由して、市の施策や計画等に関する提案を行うことができる。 2 前項の提案は、当該提案に関する公開の場での協議結果をまとめた意見書を付して行う。 3 市長は、第 1 項の提案を受けた場合は、施策や計画等に反映するよう努める。 4 市長は、前項の反映結果に関する説明責任を負う。</p> <p>課題 11：協働推進会議へ提案する仕組みの是非について確認する必要がある</p>	<p>84 13 条の条文化の是非：制度としての熟度、本条例で定めることの妥当性 85 「市民」「市民等」 86 協働の拠点を經由 拠点を活用 87 協働の拠点の権威化への危惧 「協働の拠点經由」ではなく、「協働推進会議へ提案する」内容に変更 協働の拠点は、「公開の場での協議」での場として活用する考え方 88 代替案：市民は、市の施策や計画等に関する意見を協働の拠点へ提案できる。 89 「第 条に定める」というような戻らなければならない表現はやめる 90 「公開の場での協議」の内容の具体化（87 参照） 91 手続きが煩雑 92 議会陳情や各種審議会等の既存の制度との関係整理が必要 93 施策や計画等への反映の担保方法 94 努める 検討しなければならない：第三者機関が公平性担保</p>
<p>（協働推進会議） 第 13 条 この条例の推進や運用に関する事項、その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。 2 協働推進会議は、原則公開とする。 3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める。</p>	<p>（協働推進会議） 第 14 条 この条例の推進や運用に関する事項、その他市民活動の推進に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。 2 協働推進会議は、公開性、透明性の高い会議とする。 3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める</p>	<p>95 紛争の調停機能を担うべき 96 協働事業を検討する仕組みと位置付ける 97 公開性、透明性の高い会議 原則公開</p> <p>課題 12：協働推進会議の内容をどの程度条文化するか確認する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ たたき台 3 では、議論が十分ではない点も踏まえ、基本的事項だけを位置付け ・ 具体的な内容を位置付ける場合は、きちんとした議論を経る必要あり <ul style="list-style-type: none"> * 構成メンバー等 * 具体的機能の内容：市長への提案機能 協働の指針づくり、等 * 協働による検討の場の必要性：本条例に基づく具体的テーマの検討（協働の拠点、協働事業の仕組み等）に際しては、市民が自由に参加できる場や機会を、協働推進会議が行うプロジェクトとして設ける 等
<p>（委任） 第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	<p>（委任） 第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	